

# 15年度一般廃棄物処分場調査結果 環境省



水質汚染の防止措置など、現在の廃棄物処理法の基準を満たしていないまま使用されている一般廃棄物の埋め立て最終処分場が、全国で219ヵ所あることが9月30日、環境省の2003年度の調査から判明しました。環境省は設置主体の市町村などに汚染防止対策を促し、来年4月までに対策が取れない場合は処分場の閉鎖を求めるとのことです。

最終処分場については、河川や地下水汚染を防止する為に、汚水が地下に染み込まないような構造にしたり、排水の浄化施設の設置が義務付けられています。1998年に旧厚生省が公表した調査では、538ヵ所の処分場で基準を満たさないことが分かり、使用の停止や施設改善を求めています。

環境省が2003年5月に、その後の状況調査を行ったところ、このうち3割にあたる164ヵ所が依然として対策をとらないまま使用されていたほか、新たに55ヵ所の基準未達成施設が見つかりました。

資料:2004年9月30日付 YAHOO!JAPAN ニュース(共同通信)

受注管理箇所 尾崎 将道

事業内容

- |                      |                       |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析  | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明   | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定     |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理       |
| 4 水道法第20条に基づく水質検査    | 8 委託試験・研究・開発          |

